

賃上げ応援奨励金

持続的な賃上げに取り組む中小企業等の皆さまを支援します！

□ 給付対象者 … 市内に本社又は本店を有する中小企業
市内に事業所及び住所を有する個人事業主

□ 給付内容 … 下表のとおり

対象従業員	正規従業員※1 (役員は除く)	非正規従業員※2 (週20時間以上の勤務実績があり、かつ 学生でない者)
対象賃金 (賞与・手当※3を除く)	基本給	時間給等※4
賃上げ率	2.5%以上	7%以上
賃上げ対象期間	令和6年1月1日(月)～令和6年10月31日(木)	
給付額	50,000円/人(1者あたり最大50万円)	
受付期間	【第1回受付】令和6年1月24日(水)～令和6年5月31日(金) 【第2回受付】令和6年8月1日(木)～令和6年11月30日(土) ※申請多数の場合は、それぞれ抽選します。	
給付時期	受付期間終了後 【第1回】令和6年6月下旬～【第2回】令和6年12月下旬～	
提出方法	オンライン申請:松山市ホームページの申請フォームから申し込みください。 ※オンライン申請が不慣れな方は、地域経済課(労政雇用担当)まで郵送ください。【当日消印有効】	

※1 正規従業員…雇用期間の定めがなく、厚生年金、健康保険または船員保険、雇用保険の全てに加入している従業員

※2 非正規従業員…雇用保険に加入しているパート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員

※3 賞与・手当 …勤務成績・経営状態等に応じて支給される賞与、住居手当・勤務手当・残業手当などの手当

※4 時間給等 …時間給、日給、週給、月給、年俸

- 申請書類 …
- ① 松山市賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書(様式第1号)
 - ② 賃上げ率算定表(様式第2号)
 - ③ 誓約書(様式第3号)
 - ④ 対象になる従業員の労働条件通知書 又は 雇用契約書の写し
 - ⑤ 対象になる従業員の賃上げ前後の賃金台帳等の写し
(賃上げ実施前、実施後それぞれの基本給単価が確認できるもの)
 - ⑥ 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し(非正規従業員のみ)
 - ⑦ 完納証明書



給付金についてのお問い合わせ

事業の詳細はコチラ
(市ホームページ)

松山市 産業経済部 地域経済課 (労政雇用担当)

【受付時間】8時30分～17時15分 ※土日、祝日除く

【電話番号】089-948-6550

【メール】chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp

【住所】〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2

